

電子申請・届出システム利用案内

(貨物要綱措置等報告書関係)

貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱に基づく措置等報告書の届出については、電子申請・届出システムの利用をお願いします。

電子申請は、原則24時間365日受付が可能なほか、紙資源の使用もありませんので、利便性以外に環境負荷の低減というメリットもあります。

報告提出期限

毎年度6月30日まで※に前年度の状況を報告

※6月30日が休日の場合は翌開庁日まで

手順

- 1 電子申請用措置等報告書様式のダウンロード
- 2 措置等報告書の作成
- 3 あいち電子申請・届出システムにアクセス
- 4 措置等報告書の提出

参考

- 1 非該当報告の申請
- 2 審査状況の確認
- 3 報告書等の提出窓口・お問合せ先

手順1 電子申請用措置等報告書様式のダウンロード

(1) 次の愛知県WebページのURL先にアクセスする。



<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/mizutaiki/caryokoninusihokoku.html#yoshiki>

(2) 「特定荷主等・特定旅行業者用」Excelファイルをパソコンに保存する。

(事業所ごとの報告が難しく、複数事業所の一括報告をする場合は、「特定荷主等一括報告用」を保存する)

措置等報告書の様式

措置等報告書の様式は、以下からダウンロードしてください。

-  [特定荷主等・特定旅行業者用 \[Excelファイル/36KB\]](#)
-  [特定荷主等一括報告用 \[Excelファイル/91KB\]](#)

※ファイル送信時は、ファイル名を事業者・事業所名にしてください。

図1 愛知県Webページ画面

手順2 措置等報告書の作成

保存したファイルを開き、オレンジ色に塗り潰されたセルを入力する。

(報告書枠右欄に記載された入力書式を参考に確認)

次の入力項目に注意してください。

- (1) 「資本金額」の値は、小数第4位を四捨五入して小数第3位まで入力してください。
- (2) 「非適合車の有無」の値にありと入力した場合は、非適合車の台数を入力してください。

資本金 の額等	資本金等の分類		
	資本金額	小数第3位まで	億円
確認の 結果の 概要	確認した車両の総台数		台
	非適合車の有無	あり	
	非適合車の台数	必ず入力	台

図2 措置等報告書の画面

手順3 あいち電子申請・届出システムにアクセス

(1) 次の愛知県WebページのURL先にアクセスする。

<https://ttzk.graffer.jp/pref-aichi/proc-search/procedures/90d5b98d-9f3a-4ab0-9391-39f82cc3b5cb>

(2) リンク集の見出しまで画面を下にスクロールする。

(3) 事業所の所在地を所管する県民事務所等の手続きフォームにアクセスする。

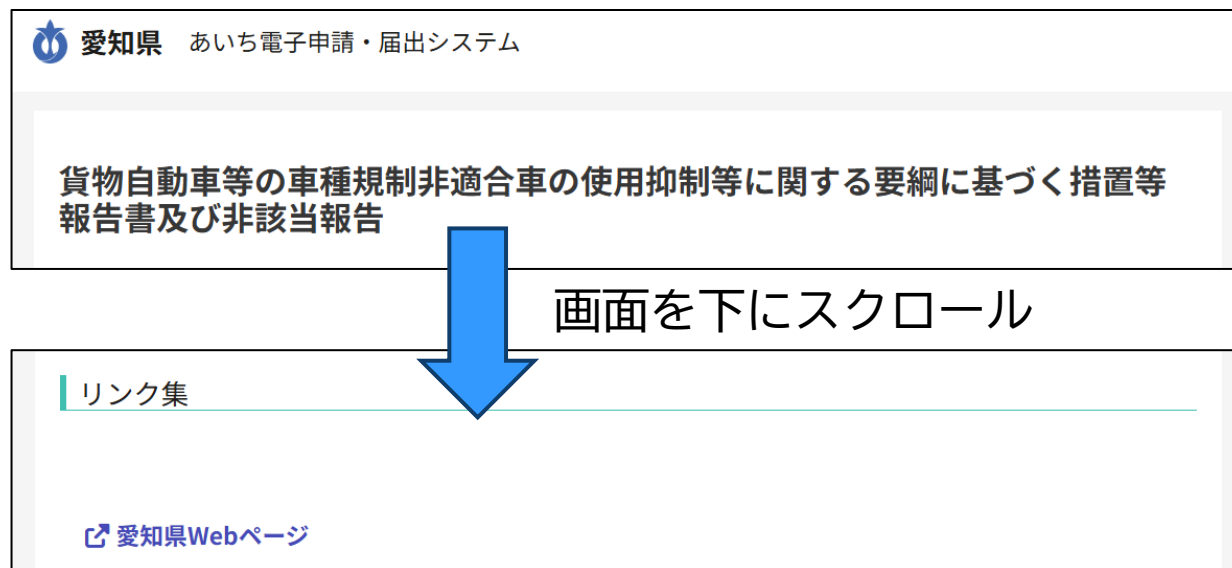


図3 措置等報告書・非該当報告の届出画面

手順4 措置等報告書の提出

- (1) 当該事業所の所在地が該当しているか確認する。
- (2) Grafferアカウントの利用の有無を選択する。

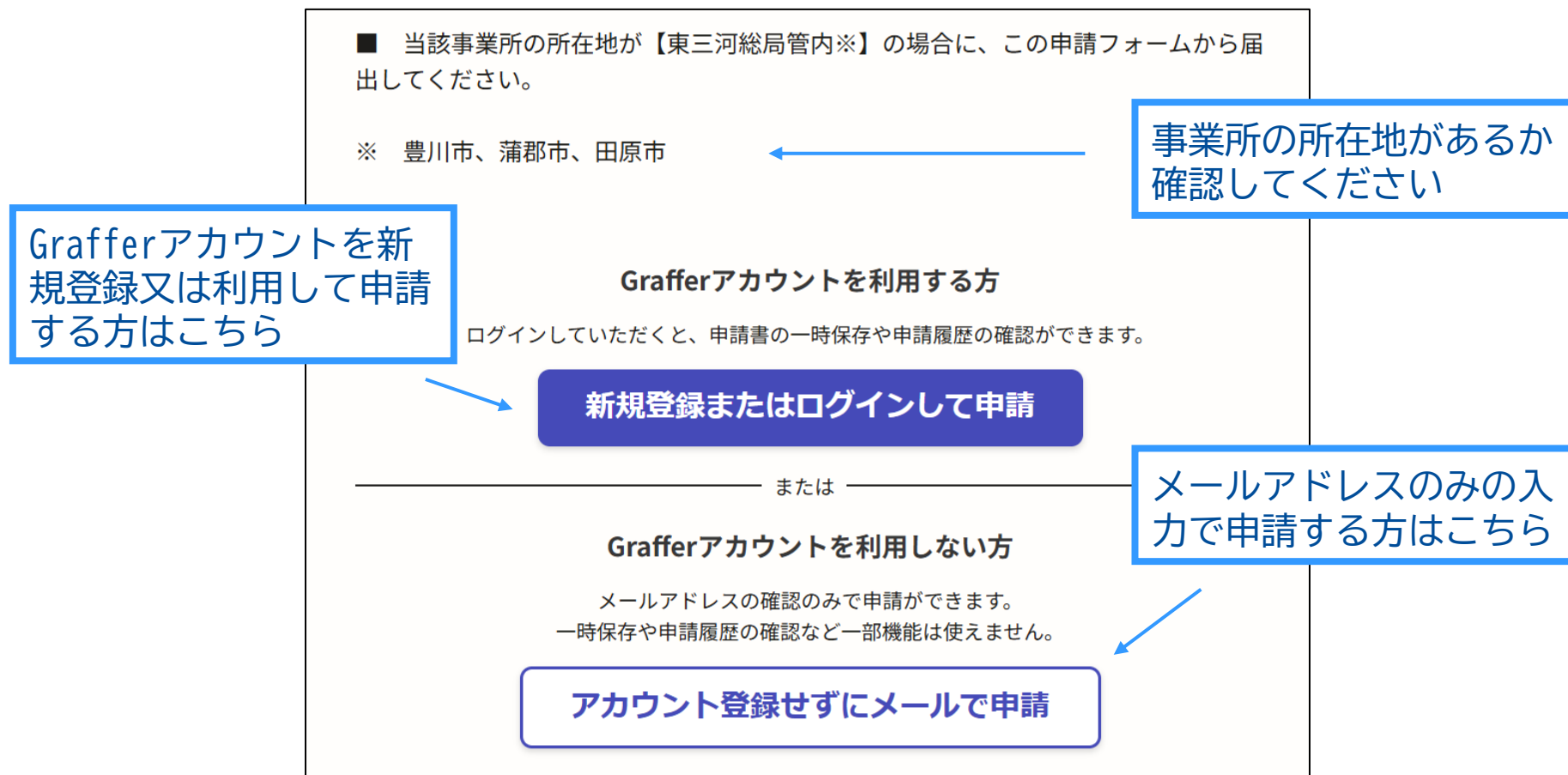


図4 所管事務所等の手続き案内画面

手順4 措置等報告書の提出

- (3) 申請者情報を入力する。
- (4) 「申請する報告」で措置等報告書を選択する。
- (5) 報告内容の情報を入力する。
- (6) 「この内容で申請する」をクリックする。

エクセルファイルを添付してください
(PDFファイルに変換しないでください)

報告内容の情報

申請する報告 必須

申請する報告を選択してください。
「措置等報告書」：2025年4月1日から2026年3月31日までの措置状況の報告
「非該当報告」：措置状況の報告対象期間中に特定荷主等及び特定旅行者に該当しなくなった旨の報告※
※ 措置状況の報告対象期間途中に非該当となった場合には、非該当になる前までの措置状況等報告が必要です。

措置等報告書

非該当報告

措置等報告書 必須

措置等報告書を添付してください。
ファイル名は事業者・事業所名にしてください。
エクセルファイルで提出してください。
(拡張子は.xlsxですので、バージョン違いにご注意ください。)

担当者メールアドレス 必須

報告書提出の依頼文及び集計結果の通知文を受け取るメールアドレスを入力してください。

選択すると対応する入力
フォームが出現します

報告等の通知を受け取る
メールアドレスを入力し
てください

図5 措置等報告書の申請画面

参考1 非該当報告の申請

- (1) 「手順4 措置等報告書の提出」の(4)で非該当報告を選択する。
- (2) 非該当の理由を選択する。
- (3) 「この内容で申請する」をクリックする。

非該当となった日付を入力してください
(措置状況の報告対象期間途中で非該当となった場合には、非該当になる前までの措置状況等報告が必要です)

措置等報告書

非該当報告

非該当となった日付 必須

特定荷主等及び特定旅行業者に該当しなくなった日付を回答してください。

非該当の理由 必須

非該当となった理由を選択してください。

※ 選択肢1~3は特定荷主等の非該当事項、選択肢4~5は特定旅行業者の非該当事項です。
※ 選択肢3は文字数の制限により文言を省略しております。正式な要件は以下のとおりです。
・継続的に又は反復して、貨物等を他の者に委託して運送させ、又は購入等をする物品を運送させることがない。

資本金の額等が3億円以下である。

対策地域内に建物の延べ面積が1万㎡を超える事業所又は敷地面積が3万㎡を超える事業所がない。

継続的に又は反復して、貨物等を他の者に運送させることがない等※。

第一種旅行者でない。

対策地域内で対象自動車を利用した業務は実施しない。

選択すると対応する入力フォームが出現します

非該当となった理由を選択してください

図6 非該当報告の申請画面

参考2 審査状況の確認

(1) 「申請受け付けのお知らせ」メールで案内されたURLにアクセスする。

【貨物要綱】措置等報告書又は非該当報告【東三河総局】

申請番号 [REDACTED]

[申請を取り下げる](#) [この申請をもとに新規申請](#)

申請基本情報 申請内容

申請先
愛知県

対応ステータス
受付済

手続き名称
【貨物要綱】措置等報告書又は非該当報告【東三河総局】

申請者情報

種別	法人
法人名	[REDACTED]
法人代表者名	[REDACTED]
電話番号	[REDACTED]
メールアドレス	[REDACTED]
担当者名	[REDACTED]

受付日時
[REDACTED]

申請者が個人・団体であっても法人と表示されます

対応ステータス

受付中	⇒	審査処理前
処理中	⇒	申請内容の確認中
差し戻し	⇒	修正を求めている状態
完了	⇒	申請に対する処理が完了

図7 非該当報告の申請画面

参考3 報告書等の提出窓口・お問合せ先

名古屋市内の事業所については、名古屋市環境局大気環境対策課、岡崎市内の事業所については、岡崎市環境部環境保全課へ提出してください。

機関名	所管市町村	住所	電話
東三河総局県民環境部 環境保全課	豊橋市、豊川市（旧一宮町を除く。）、蒲郡市	〒440-8515 豊橋市八町通5-4	0532-54-5111 （代表）
尾張県民事務所 環境保全課	環境保全第一グループ 一宮市、犬山市、江南市、 稲沢市（旧祖父江町を除く）、岩倉市、清須市、 北名古屋市、豊山町、大口町、扶桑町 環境保全第二グループ 瀬戸市、春日井市、小牧市、尾張旭市、豊明市、 日進市、長久手市、東郷町	〒460-8512 名古屋市中区三の丸 2-6-1	環境保全第一グループ 052-961-7254 環境保全第二グループ 052-961-7255
海部県民事務所 環境保全課	津島市、 愛西市（旧立田村及び旧八開村を除く）、弥富市、 あま市、大治町、蟹江町、飛島村	〒496-8531 津島市西柳原町1-14	0567-24-2131 （ダイヤルイン）
知多県民事務所 環境保全課	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、 阿久比町、東浦町、武豊町	〒475-8501 半田市出口町1-36	0569-21-8111 （代表）
西三河県民事務所 環境保全課	環境保全第一グループ 西尾市（旧吉良町、旧一色町、旧幡豆町を除く）、 幸田町 環境保全第二グループ 碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市	〒444-8551 岡崎市明大寺本町1-4	環境保全第一グループ 0564-27-2875 環境保全第二グループ 0564-27-2876
西三河県民事務所 （豊田庁舎） 豊田加茂環境保全課	豊田市（旧藤岡町、旧小原村、旧足助町、 旧下山村、旧旭町及び旧稲武町を除く）、みよし市	〒471-8503 豊田市元城町4-45	0565-32-7494 （ダイヤルイン）